

「石油石炭税法取扱通達」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(削除)</p> <p>(原油、石油製品又はガス状炭化水素の数量の常温換算等)</p> <p>第26条 第23条《原油、石油製品又はガス状炭化水素に係る移出又は引取数量の意義等》の規定による原油又は石油製品の数量が温度15度における当該原油又は石油製品の数量に換算（以下「常温換算」という。）されて</p>	<p>(ガス状炭化水素の税率適用区分)</p> <p>第20条 法第9条《税率》に定めるガス状炭化水素の税率の適用区分は、関税率法別表の所属により区分されるのであるが、具体的には次により取り扱う。</p> <p>(1) 法第9条第2号に規定する「ガス状炭化水素のうち関税率法別表第2711・11号及び2711・21号に掲げる天然ガス」（以下「天然ガス」という。）は、同法別表第27・11項に該当する石油ガスその他のガス状炭化水素のうちメタンを主成分とするものをいう。ただし、第5条《採取されたものに該当しない石油ガスその他のガス状炭化水素》各号に該当するものを除く。</p> <p>(注) 液化天然ガス（LNG）は天然ガスに該当するが、プロパン、ブタン等を主成分とするガス状炭化水素は、次号に該当するのであるから留意する。</p> <p>(2) 法第9条第3号に規定する「ガス状炭化水素（前号に掲げるものを除く。）」は、関税率法別表第27・11項に該当する石油ガスその他のガス状炭化水素で、前号以外のものをいう。</p> <p>(注) 液化石油ガス（LPG）はこれに該当する。</p> <p>(原油、石油製品又はガス状炭化水素の数量の常温換算等)</p> <p>第26条 第23条《原油、石油製品又はガス状炭化水素に係る移出又は引取数量の意義等》の規定による原油又は石油製品の数量が温度15度における当該原油又は石油製品の数量に換算（以下「常温換算」という。）されて</p>

改正後	改正前
<p>いない場合又はガス状炭化水素の数量が温度零度若しくは温度15.6度における当該ガス状炭化水素の数量に換算（以下「零度換算等」という。）されていない場合には、<u>日本産業規格</u>に定める方法その他適正と認められる方法により、その原油、石油製品又はガス状炭化水素の数量を常温換算又は零度換算等（以下「常温換算等」という。）し、当該換算後の数量を移出又は引取りに係る原油、石油製品又はガス状炭化水素の数量とする。ただし、常時、常温換算等しない数量により取引等が行われている場合には、当該数量を当該移出又は引取りに係る原油、石油製品又はガス状炭化水素の数量として差し支えない。</p> <p>2 （省略）</p> <p>（国産天然ガスの重量への換算）</p> <p>第27条 本邦において採取された天然ガスのうち液化したものについては、関税定率法別表2711・21号に掲げる天然ガスに該当しないので、令第4条第2項《特定の石油製品等に係る数量の計算》の規定は、適用されないものであるから留意する。</p> <p>2 同項に規定する「温度零度及び1気圧の下における乾燥した当該ガス状炭化水素の容量」とは、<u>日本産業規格</u>（J I S M8010（天然ガス計量方法））に定める標準状態で計量したガス状炭化水素の通過体積（N m³）をいうのであるから留意する。</p> <p>なお、標準状態で通過体積を計量していない場合で、同規格に定める基準状態（温度15.6度及び1気圧の下における水蒸気飽和状態）でのガス状炭化水素の通過体積（S m³）を計量しているときは、当該通過体積（S m³）を1.076で除して得た数量を標準状態で計量したガス状炭化水素の通過体積（N m³）として取り扱い、この方法により換算した数量に立方メー</p>	<p>いない場合又はガス状炭化水素の数量が温度零度若しくは温度15.6度における当該ガス状炭化水素の数量に換算（以下「零度換算等」という。）されていない場合には、<u>日本工業規格</u>に定める方法その他適正と認められる方法により、その原油、石油製品又はガス状炭化水素の数量を常温換算又は零度換算等（以下「常温換算等」という。）し、当該換算後の数量を移出又は引取りに係る原油、石油製品又はガス状炭化水素の数量とする。ただし、常時、常温換算等しない数量により取引等が行われている場合には、当該数量を当該移出又は引取りに係る原油、石油製品又はガス状炭化水素の数量として差し支えない。</p> <p>2 （同左）</p> <p>（国産天然ガスの重量への換算）</p> <p>第27条 本邦において採取された天然ガスのうち液化したものについては、関税定率法別表2711・21号に掲げる天然ガスに該当しないので、令第4条第2項《特定の石油製品等に係る数量の計算》の規定は、適用されないものであるから留意する。</p> <p>2 同項に規定する「温度零度及び1気圧の下における乾燥した当該ガス状炭化水素の容量」とは、<u>日本工業規格</u>（J I S M8010（天然ガス計量方法））に定める標準状態で計量したガス状炭化水素の通過体積（N m³）をいうのであるから留意する。</p> <p>なお、標準状態で通過体積を計量していない場合で、同規格に定める基準状態（温度15.6度及び1気圧の下における水蒸気飽和状態）でのガス状炭化水素の通過体積（S m³）を計量しているときは、当該通過体積（S m³）を1.076で除して得た数量を標準状態で計量したガス状炭化水素の通過体積（N m³）として取り扱い、この方法により換算した数量に立方メー</p>

改 正 後	改 正 前
トル位未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。	トル位未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。